

会長表彰規程 別表 1（規程第 2 条関係） 新旧対照表

新	旧
<p>一． 医師及び歯科医師</p> <p>国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間が通算して 20 年を超え、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること</p>	<p>一． 医師及び歯科医師</p> <p>国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間が通算して 20 年を超え、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること</p>
<p>二． 事 務 長</p> <p>次の各号に掲げる要件のいずれかにも該当し、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること</p>	<p>二． 事 務 長</p> <p>次の各号に掲げる要件のいずれかにも該当し、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること</p>
<p>イ 次に掲げる期間を通算した期間が 20 年を超えていること</p> <p>(1) 国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間</p> <p>(2) 当該市町村における保健福祉事業担当部課に勤務した期間</p> <p>(3) 当該市町村における(2)以外の業務担当部課に勤務した期間の2分の1の期間</p>	<p>イ 次に掲げる期間を通算した期間が 20 年を超えていること</p> <p>(1) 国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間</p> <p>(2) 当該市町村における保健福祉事業担当部課に勤務した期間</p> <p>(3) 当該市町村における(2)以外の業務担当部課に勤務した期間の2分の1の期間</p>
<p>ロ 次に掲げる期間を通算した期間が 5 年以上であること</p> <p>(1) 国保直診の事務長としての在任期間</p> <p>(2) 国保直診併設保健福祉施設の事務長としての在任期間の2分の1の期間</p>	<p>ロ 次に掲げる期間を通算した期間が 5 年以上であること</p> <p>(1) 国保直診の事務長としての在任期間</p> <p>(2) 国保直診併設保健福祉施設の事務長としての在任期間の2分の1の期間</p>

会長表彰規程 別表 1（規程第 2 条関係） 新旧対照表

<p>三．前 1 及び 2 以外の国保直診職員</p> <p>次の各号に掲げる要件のいずれかにも該当し、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること</p> <p>イ 国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間が通算して 25 年を超えていること</p> <p>ロ 次に掲げる期間を通算した期間が 10 年以上であること</p> <p>（1）国保直診の <u>各職種業務の管理業務</u> を担当した期間</p> <p>（2）国保直診併設保健福祉施設の <u>各職種業務の管理業務を担当した期間</u> の 2 分の 1 の期間</p> <p>ハ 年齢 55 歳以上であること</p>	<p>三．前 1 及び 2 以外の国保直診職員</p> <p>次の各号に掲げる要件のいずれかにも該当し、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること</p> <p>イ 国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間が通算して 25 年を超えていること</p> <p>ロ 次に掲げる期間を通算した期間が 10 年以上であること</p> <p>（1）国保直診の <u>各職種業務を指導管理する役職の在任期間</u></p> <p>（2）国保直診併設保健福祉施設の <u>各職種業務を指導管理する役職の在任期間</u> の 2 分の 1 の期間</p> <p>ハ 年齢 55 歳以上であること</p>
--	---

会長表彰規程 別表 1（規程第 2 条関係） 新旧対照表

<p>(備考)</p> <p>1. 事務長にかかる「当該市町村における保健福祉事業担当部課に勤務している期間」とは、次の期間とする。</p> <p>○国保事業担当部課（国保税の賦課、徴収を担当している税務担当部課は含まない。）</p> <p>○国保直診の設置運営に関する担当部課</p> <p>○保健、福祉事業に関する担当部課</p> <p>○介護保険担当部課</p> <p><u>2. 勤務期間の対象とする国保直診併設保健福祉施設の条件は、国保直診と事業会計を同じくする施設または人事交流を行っている施設とする。（別表 2 も同様とする）</u></p> <p><u>3. 第三号のロ、国保直診職員にかかる「各職種業務の管理業務を担当した期間」とは、管理職手当を支給されている管理職の在任期間の他、看護師長等の管理職務に従事した期間も含めるものとする。</u></p>	<p>(備考)</p> <p>1. 事務長にかかる「当該市町村における保健福祉事業担当部課に勤務している期間」とは、次の期間とする。</p> <p>○国保事業担当部課（国保税の賦課、徴収を担当している税務担当部課は含まない。）</p> <p>○国保直診の設置運営に関する担当部課</p> <p>○保健、福祉事業に関する担当部課</p> <p>○介護保険担当部課</p> <p><u>2. 第三号の国保直診職員にかかる「国保直診の各職種業務を指導管理する役職」とは、総看護師長、薬局長等各職種の最高責任の役職とする。</u></p> <p><u>3. 勤務期間の対象とする国保直診併設保健福祉施設の条件は、国保直診と事業会計を同じくする施設または人事交流を行っている施設とする。（別表 2 も同様とする）</u></p> <p><u>(運用)</u></p> <p><u>看護師等の職種職員については、各職種の最高責任の役職にある者を表彰対象とし、その役職の在任期間には当該最高責任の役職の在任期間の他、病棟看護師長等の管理職務に従事した期間を含むものとする。</u></p>
---	--